

ID: 3033

担当部署: 総務課

処分の概要	技術上の基準による貯蔵命令		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第11条第3項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】 法第11条の規定による。 (貯蔵) 第11条 火薬類の貯蔵は、火薬庫においてしなければならない。但し、経済産業省令で定める数量以下の火薬類については、この限りでない。 2 火薬類の貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。 3 都道府県知事は、火薬類の貯蔵が、前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵者に対し、技術上の基準に従って火薬類を貯蔵すべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年10月31日